

地方支分部局の名称	都道府県労働局
省等の名称	厚生労働省
回答担当課名	大臣官房地方課

1 業務概要について

都道府県労働局は、その事務の一部を分掌している第一線機関である労働基準監督署及び公共職業安定所の業務運営、組織管理等について指揮監督しつつ、①適正な労働条件の確保・改善対策、労働災害の防止や健康の保持増進対策、労災保険の給付などを行う労働基準行政、②職業相談・職業紹介、失業等給付の支給、高齢者・障害者の雇用促進等の雇用対策、国以外の者が行う労働力需給調整事業に関する指導監督などを行う職業安定行政、③男女雇用均等対策、仕事と育児・介護の両立支援、パートタイム労働対策などを行う雇用均等行政に係る事務のほか、④個別労働関係紛争解決制度に関する事務、⑤労働保険料の徴収等に関する事務等を実施している。

2 管轄区域の設定理由について

都道府県労働局は、①最低労働条件の履行確保や男女均等扱いの確保等のため、労働者の相談に応じ、事業主の指導を行うほか、県・市町村等に対する障害者雇用達成率指導、事業主と労働者との間の個別労働関係紛争の解決の援助、職業安定法等に基づく国以外の者が行う労働力需給調整事業に関する指導監督等国民に対する都道府県レベルでの直接的な対人サービスを行っており、各種手続等に当たって労働者や事業主の利便を図る必要があること、②本省が企画立案する全国的な政策を、地域の行政政策との整合性を図りつつ実施する上で、地域の産業施策、地域振興策等と相まった雇用対策の実施、捜査に当たっての地方検察庁や必要に応じた県警察本部等との連携など都道府県や都道府県単位の労使団体、関係機関との密接な連携の確保が不可欠であり、都道府県の行政単位と管轄区域を一致させることが効率的・効果的であること、③その事務を分掌する第一線機関である労働基準監督署及び公共職業安定所を指揮監督する上で、地域の実情を踏まえたきめ細かな組織管理が必要であることから、都道府県をその管轄区域として設定しているところである。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

① 組織について

(別記2)のとおり。

② 予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省等との機能分担について

本省は、社会経済情勢の変化に対応した全国的な課題に対する政策の企画立案、対処方針の決定等に関する機能を担い、都道府県労働局は、地域の状況を踏まえた施策の企画立案、その実施に関する機能を担うとともに、管下の労働基準監督署及び公共職業安定所を含めた予算、人事等組織管理機能を担っている。

6 これまでの地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

地方分権一括法により、地方事務官制度が廃止され、従来の都道府県の職業安定主務課と都道府県労働基準局、都道府県婦人少年室の3機関を統合し、都道府県労働局を設置。